

**介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出
に係る手続きについて**

平成30年3月

大和郡山市介護福祉課

平成 20 年介護保険法改正により、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられ、事業所数に応じた体制を届け出ることとされました。

初めて事業所等を指定された事業者や届出内容に変更のある事業者は、業務管理体制に関して届出（整備の届出、区分変更の届出、変更の届出）が必要となりますので、以下を参照の上、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を大和郡山市に届け出てください。

1. 事業者が整備する業務管理体制

(介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 39)

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の 監査 を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 法令遵守規程 」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 法令遵守規程 」）の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 法令遵守責任者 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 法令遵守責任者 」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 法令遵守責任者 」）の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

注 1) 事業所等の数には、**介護予防及び介護予防支援事業所**を含みますが、**みなし事業所**は除きます。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

注 2) 事業所等の数については、その指定を受けたサービス種別ごとに 1 事業所と数えます。（同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所等として数えます。）

2. 届出書に記載すべき事項

(介護保険法施行規則第 140 条の 40)

届出事項	対象となる介護サービス事業者
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③「法令遵守規程」の概要（注 1）	事業所等の数が 20 以上の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注 2）	事業所等の数が 100 以上の事業者

(注1) 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のものや法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注2) 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではなく、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区 分	届出先
①事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
②事業所等が1の都道府県の区域のみに所在する事業者	
地域密着型サービス（予防含む）のみを行い、そのすべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
すべての指定事業所が同一の指定都市内に所在する事業者	指定都市の長
上記以外の事業者	都道府県知事

4. 届出先及び問合せ先

介護福祉課 介護給付係 0743-53-1151（内線514・515）

5. 届出に必要な様式等について

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

届出が必要となる事由	様式	提出期限
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第115条の32第2項)	第1号様式	遅滞なく
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項) 注) この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	第1号様式	遅滞なく
③ 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)	第2号様式	遅滞なく